

みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について

1 まち・ひと・しごと創生とは

人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すため、平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と人口の「長期ビジョン」を策定しました。地方自治体に対し、地方版総合戦略と人口ビジョンを策定し、地域の実情に応じた施策を推進することが求められています。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。【まち・ひと・しごと創生法第 1 条】
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

2 みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本市では、『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』を目指した「みどり市総合計画」を策定し、計画に基づく施策に取り組んでいます。「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画を上位計画とし、各分野の個別計画と基本的な考え方を共有しつつ、地方創生に向け戦略的に取り組む施策についてとりまとめたものです。

平成 28 年 3 月に平成 28 年度から令和元年度までを計画期間とする総合戦略を策定しました。令和元年 12 月に国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたことを受け、令和 2 年 3 月に計画内容を更新し、令和 2 年度から 6 年度までを計画期間とする『みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略 中期』を策定しました。

3 総合戦略の概要

ア 基本的な考え方

- ・『総合戦略』では、将来の人口規模を展望した『人口ビジョン』で掲げた「結婚・子育て」「はたらく場」「移住、空き家」「観光」「教育環境」の 5 つの課題に焦点を絞り、出生率の向上や社会移動の均衡を図るため、今後 5 年間で重点的に取り組むべき施策・事業を位置づけました。
- ・出生率については、結婚・出産・子育てに関する様々な課題を解消し、希望する人が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進めることで、当初（平成 27 年）1.53、2017 年（平成 29 年）1.45 の合計特殊出生率を、2025 年（令和 7 年）に 1.80、2040 年（令和 22 年）に 2.20 まで段階的に向上させることを目指します。

イ 基本目標

- ・総合戦略では以下の5つの基本目標ごとに基本的施策を設定しています。

基本目標 1	子育て世帯をターゲットとした教育環境の充実（教育環境）
基本目標 2	若い世代の結婚・出産・子育て等の希望の実現（結婚・子育て）
基本目標 3	みどり市の特性を活かした地域雇用の拡大（はたらく場）
基本目標 4	安心して住み続けることができる環境づくりと移住促進（移住促進）
基本目標 5	地域特性に応じた魅力発信と定住促進（観光）

- ・取組期間を「短期」・「中期」・「長期」の3つの期間に分類し、令和2年度から令和6年度までの計画期間では、短期で集中的に投資してきた取り組みを踏まえ、中期として引き続き各基本目標を推進します。

ウ 強化目標

- ・総合戦略(中期)の策定に当たり、新たな視点である「民間協働」「全員活躍」「交流促進」の取組を推進するため、「強化目標」を設定し、地方創生の更なる推進につなげます。

強化目標 A 「民間協働」	民間との協働を推進
強化目標 B 「全員活躍」	誰もが活躍できる地域社会を実現
強化目標 C 「交流推進」	都市部・他地域からのひとや資金の流れを強化

4 みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会

まち・ひと・しごと創生を実現するため、PDCA サイクルに基づく効果検証を実践することが、より効果的な施策を推進するために必要不可欠です。国の示す手引きでも、効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保すると同時に、検証を踏まえた事業の見直しの効果を高めるため、外部有識者等の参画を得ることが重要とされています。

本市では、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」を組織し、外部委員による効果検証を行っています。総合戦略の個別施策に設定する重要業績評価指標（KPI）を評価基準とし、各施策においてKPIの達成状況を検証します。

5 地域再生制度の概要

国では、地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2つの法律をもとに、地方創生を推進しています。

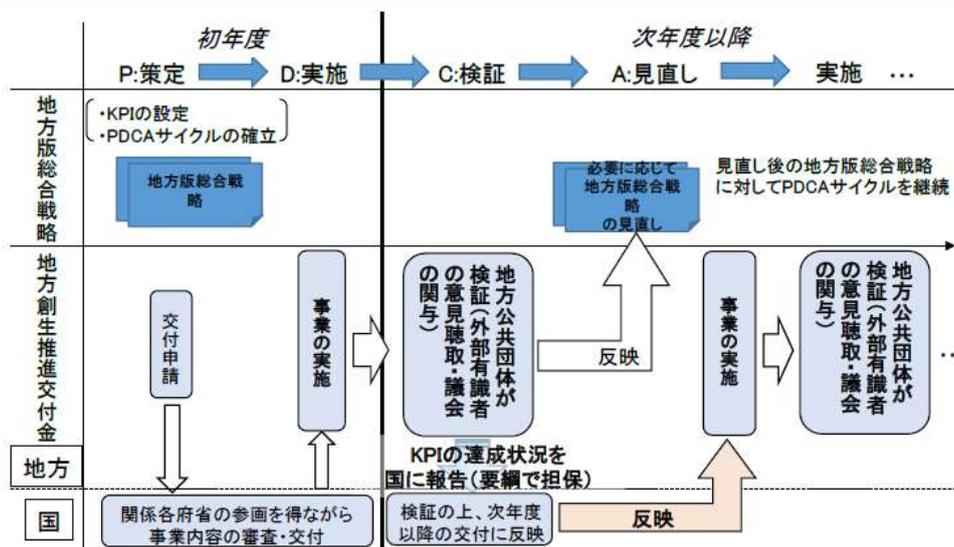
地域再生法に基づく支援には、様々なメニューがありますが、本市では現在「地方創生推進交付金」と「企業版ふるさと納税」を活用しています。

ア 地方創生推進交付金

- ・地方創生推進交付金とは、地方創生への取り組みを支援するために国から交付される交付金です（補助率1/2）。
- ・地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業について、地域再生計画を作成し、国の認定を受けると、交付金を活用することができます。
- ・計画には、具体的な数値目標を設定しており、PDCA サイクルを通じて効果検証を行う必要があります。

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



出典：内閣府地方創生推進事務局資料

イ 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

- ・企業版ふるさと納税とは、正式名称を「地方創生応援税制」といい、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。
- ・令和2年4月の税制改正により、寄附額の最大約6割であった税額軽減が、約9割に増加し、企業の実質負担が1割まで圧縮されました。
- ・本市では、「みどり市まち・ひと・しごと創生推進計画」として地域再生計画の認定を受けています。総合戦略事業に対し企業からの寄附を受け付けており、地方創生の推進に活用させていただいています。